

ファイル共有ソフト等を使用した著作権法違反事件の 一斉集中取締りの実施について

当協会など知的財産権に係る権利者団体 7 団体が加盟する不正商品対策協議会（以下ACA）では、標記の件につき以下のとおり広報を行いました。

本件に関し当協会に係る事件概要については、[こちらの資料](#)をご参照ください。

なお、本件に関するお問い合わせは、本件広報担当の高木（03-3542-4432）までご連絡ください。

以上

News Release

平成 27 年 2 月 23 日

各位

不正商品対策協議会 (ACA)

一般社団法人 コンピュータソフトウェア著作権協会 (ACGS)
一般社団法人 日本映画製作者連盟 (MPAJ)
一般社団法人 日本映像ソフト協会 (JVA)
一般社団法人 日本音楽著作権協会 (JASRAC)
株式会社 日本国際映画著作権協会 (JIMCA)
一般社団法人 日本レコード協会 (RIAJ)
BSA|ザ・ソフトウェア・アライアンス(BSA)

ファイル共有ソフト等を使用した著作権法違反事件の 一斉集中取締りの実施について

警察庁から不正商品対策協議会(ACA)に入った連絡によると、全国の 38 府県警察は、ファイル共有ソフト等を通じた、映画、音楽、アニメ、漫画、ゲーム、ビジネスソフト等の著作権法違反事件について、平成 27 年 2 月 17 日から 19 日までの間に一斉集中取締りを実施し、133 箇所を捜索、40 人を検挙(2

月 20 日午後 9 時現在)しました。

このうち、ACA 加盟団体に係わる事件概要につきましては、下記に記載した各団体にお問い合わせいただくか、各団体ホームページをご参照ください。

ファイル共有ソフト等を使用した著作権法違反の一斉集中取締りは、平成 21 年の初実施から今回で 6 回目となります。このように、同種事犯の効果的な取締りが継続されてきました。

なお、ACA 会員の各団体では、このほかに「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会 (CCIF)」が実施する啓発メールの送付活動にも参加しており、ファイル共有ソフトのネットワークに著作権を侵害するコンテンツを公開している個々のユーザーに対して、ファイルを削除するよう求める活動を行っています。

ACA は今後とも、警察庁をはじめ関係各省庁と緊密に連携しつつ不正商品の排除と知的財産の保護に向けた活動を推進してまいります。

【参考 1】

- 不正商品対策協議会 (ACA: The Anti-Counterfeiting Association)

URL: <http://www.aca.gr.jp/>

【参考 2】

- 警察庁 広報

「ファイル共有ソフト等を使用した著作権法違反事件の一斉集中取締りの実施について」

URL: <http://www.npa.go.jp/cyber/warning/h27/150220.pdf>

- 警察庁 平成 19 年度総合セキュリティ対策会議報告書

「Winny 等ファイル共有ソフトを用いた著作権侵害問題とその対応策について」

URL: <http://www.npa.go.jp/cyber/csmeeting/h19/pdf/pdf19.pdf>

- ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会 (CCIF)

URL: <http://www.ccif-j.jp/>

- 各事件について

・コンピュータソフトウェア著作権協会 (ACCS) <http://www2.accsjp.or.jp/>

広報担当・太田 電話: 03-5976-5175

・日本映像ソフト協会 (JVA) <http://www.jva-net.or.jp/>

広報担当・高木 電話: 03-3542-4432

・日本音楽著作権協会 (JASRAC) <http://www.jasrac.or.jp/>

広報担当・岡村 電話: 03-3481-2164

・日本国際映画著作権協会 (JIMCA) <http://www.jimca.co.jp/>

広報担当・村上 電話: 03-3265-1401

・日本レコード協会 (RIAJ) <http://www.riaj.or.jp/>

広報担当・米内 電話: 03-5575-1305

- 本ニュースリリースに関するお問い合わせ:

・一斉集中取締りについて (不正商品対策協議会 / ACA 事務局)

日本映像ソフト協会 広報担当・高木 電話: 03-3542-4432

以上